

在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する  
検証委員会検証報告書

平成25年2月28日

在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会

## 目次

はじめに	1
<b>I 事件発生時の政府の初動体制についての検証</b>	<b>2</b>
検証項目 1 事件発生時の政府の体制構築は迅速・的確であったか	2
検証項目 2 総理不在中の対応に問題はなかったか	3
<b>II 現地での情報収集活動についての検証</b>	<b>3</b>
検証項目 3 事件発生後、現地で十分な情報収集体制を確立することができたか	3
検証項目 4 安否情報が錯そうし、混乱しなかったか	4
検証項目 5 我が国政府関係者が、より早期に現地入りできなかったか	5
<b>III 平素からの情報収集体制についての検証</b>	<b>6</b>
検証項目 6 平素からの在アルジェリア日本国大使館等の情報収集体制は十分だったのか	6
検証項目 7 平素から北アフリカ・サヘル地域等に関し、多様な情報収集手段が備えられていたか	7
<b>IV 情報集約等に向けた関係省庁間の連携についての検証</b>	<b>8</b>
検証項目 8 各省庁の体制構築及び相互間の連携は的確であったか	8
<b>V 平素からの在留邦人等に対する支援についての検証</b>	<b>9</b>
検証項目 9 危険情報の提供や海外進出企業との情報共有は適切に行われていたか	9
<b>VI 関係国との連携についての検証</b>	<b>10</b>
検証項目 10 アルジェリア政府その他関係各国との連携は的確であったか	11
<b>VII 被害者等への対応についての検証</b>	<b>11</b>
検証項目 11 安否・身元確認は適時・適切に行われたか	11
検証項目 12 海外での多数被害の事件事故に備え、平素から身元確認作業を行うための体制が備わっていたか	12
検証項目 13 被害者側（企業・家族）との意思疎通や心のケア等の支援は適切であったか	13
検証項目 14 政府専用機派遣の決断は、適時・適切に行われたか	14
<b>VIII 国民への情報発信についての検証</b>	<b>15</b>
検証項目 15 事態の推移に応じた適時・適切な発信がなされたか	16
検証項目 16 犠牲者の実名公表のタイミング等は適切であったか	16
総括	18
(参考)「在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会」の構成	19

## はじめに

今般の在アルジェリア邦人に対するテロ事件については、事件発生以来、総理の指示の下、総理自らを本部長として関係閣僚等から構成される政府対策本部の設置・開催、外務大臣政務官の現地派遣、関係国との緊密な連携、政府専用機の派遣等あらゆる手段を用いて、人命を最優先とし、情報収集と邦人の救出に政府一丸となって取り組んだが、結果として10人の邦人が犠牲となった。

今回の貴い犠牲を無駄にしないため、海外において邦人・企業が安心して活動できるよう、今回の教訓を活かしていかなければならない。

そこで、今般の事件に際しての政府の対応について検証を行うとともに、テロや騒じょう事件等の緊急事態に関し、在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する政府の対策をまとめるため、1月29日、内閣官房長官を委員長とし、「在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会」が設置された。

本検証委員会は、1月29日の第1回会合以来議論を重ね、本日（2月28日）、本検証報告を取りまとめた。検証に当たっては、事態発生時の政府の初動対応、情報収集活動の在り方、関係省庁間の連携、平素からの在留邦人等に対する支援、関係国との連携、被害者対応、国民への情報発信といった分野について、具体的な検証項目を選定し、各項目ごとにまず事実関係を、そしてそこから抽出された論点及びそれに対する評価・検討を記載する構成をとっている。

※ 時刻の記載は、特に註釈がない限り全て日本時間（現地は－8時間の時差）となっている。

## I 事件発生時の政府の初動体制についての検証

### 検証項目1 事件発生時の政府の体制構築は迅速・的確であったか

#### 【事実関係】

(1月16日)

- ・ 13時40分頃、イナメナスにおいて、ガスプラント等が襲撃された。
- ・ 15時30分、在アルジェリア日本国大使館はガスプラント等が襲撃されている模様との第一報を日揮アルジェリア事務所より受けた。
- ・ 15時35分頃、外務省は、在アルジェリア日本国大使館からガスプラント等が襲撃されている模様との情報を入手した。
- ・ 16時20分、在アルジェリア日本国大使館は、日揮職員が人質となっている模様との第一報を日揮アルジェリア事務所から受けた。
- ・ 16時30分、外務省は在アルジェリア日本国大使館及び日揮本社から日揮職員が人質となっている模様との情報を入手し、官邸に連絡した。また、16時30分、在アルジェリア日本国大使館に現地対策本部、16時40分には外務省に対策室が設置された。
- ・ 16時50分、官房長官が総理へ一報した。
- ・ 17時00分、官邸対策室を設置した。外務省は外務大臣を長とする緊急対策本部を設置した。
- ・ 20時00分、内閣危機管理監が、内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付、内閣官房副長官補（外政担当）付、内閣情報調査室、警察庁、外務省及び経済産業省の幹部を集め、関連情報の確認とともに対応を協議した。

(1月17日)

- ・ 0時20分、外務省が官邸対策室に対し、本件についてイスラム・マグレブ諸国のアル・カーイダ（以下「AQIM」という。）から離脱した覆面部隊が犯行声明を出しているとの情報を報告した。
- ・ 09時00分、官房長官が総理へ状況を報告した。総理からは、総理自身を本部長とする政府対策本部を設置し、総理不在中は麻生副総理が臨時代理として本部長を務めるよう指示があった。
- ・ 09時30分、政府対策本部を設置し、体制を強化した。11時30分に第1回会議を開催した。事態の進展（アルジェリア軍の制圧作戦開始、総理の帰国、安否情報の入手、御遺体の確認等）に応じ、政府対策本部会議は計7回開催された。

#### 【論点と評価・検討】

##### <論点>

- ・ 政府の初動体制は、迅速・的確に構築されたか。現地の初動体制はどうか。第一報の後、直ちに緊急参集チーム協議を行ったり、政府対策本部を設置するなどすべきではなかったか。

##### <評価・検討>

- ・ 官邸では、第一報を受けた直後に官邸対策室を設置、情報の収集及び集約等に努めた。さらに、内閣危機管理監の判断により、事案に直接関係する省庁の幹部を招集し、関係情報を慎重に吟味するとともにその後の対応について協議し、関係省庁から現地への要員派遣や、外務大臣等から人命の安全確保を第一とする申入れを速やかに行うなど所要の対策を確認した。その後、本事案が組織的な背景があり、多数の邦人等が

被害者となる大規模事件であることが判明したことから、総理の指示に基づき、関係機関の具体的な対応措置が円滑かつ効果的なものとなるよう基本的対処方針その他の対処に係る重要事項について協議決定すべく、総理を本部長として関係閣僚等から構成される政府対策本部を設置した。今後とも、この種の事案については、政府として一丸となって事に処するため、早期に対策本部を立ち上げて迅速に対処できるよう努める必要がある。

- ・ 事態発生直後の現地の初動体制を更に円滑に構築するため領事・邦人保護の担当者が迅速に現地に赴く緊急展開チームを外務省に創設することを検討する必要がある。

## **検証項目 2 総理不在中の対応に問題はなかったか**

### **【事実関係】**

- ・ 1月16日16時50分、官房長官が東南アジア諸国訪問中の総理に一報、その後も事態の進展に応じて総理に報告し、その都度指示を受けた。
- ・ 総理は、日・英首脳電話会談（1月17日）で、日英をはじめとする関係国が一致してアルジェリア政府に働きかけていくこと、緊密に情報交換していくことを確認するとともに、日・アルジェリア首脳電話会談（1月18日、1月20日）では、アルジェリア側に人命最優先での対応等を申し入れた。
- ・ 総理は、インドネシアでの日程を切り上げ、1月19日04時00分に帰国した。

### **【論点と評価・検討】**

#### **<論点>**

- ・ 総理は、第一報を受けた後、直ちに帰国すべきではなかったのか。

#### **<評価・検討>**

- ・ 総理は、東南アジア諸国訪問中、首脳会談中や政府専用機での移動中を含め、随時、官邸の副総理、官房長官や外務省から報告を受けるとともに、必要な指示をした。また、総理は、英国のキャメロン首相及びアルジェリアのセラル首相とも電話会談を行い、関係国との連携に努めた。その上で、対応に更に万全を期するため、最後の訪問先であったインドネシアで、首脳会談関連以外の行事を中止し、帰国日程を早めた。
- ・ これらを振り返ると、総理は、適時に必要な指示をしつつ、全力を傾注して事態に対応した。今後とも、総理外遊の際には、円滑な体制構築が図られる必要がある。

## **II 現地での情報収集活動についての検証**

### **検証項目 3 事件発生後、現地で十分な情報収集体制を確立することができたか**

#### **【事実関係】**

- ・ 1月16日13時40分頃、イナメナスにおいてガスプラント等が襲撃された。15時30分、在アルジェリア日本国大使館は、ガスプラント等が襲撃されている模様との第一報を、16時20分、日揮職員が人質となっている模様との第一報をそれぞれ日揮アルジェリア事務所から受けた。
- ・ 1月16日16時30分、在アルジェリア日本国大使館は、現地対策本部を立ち上げ、情報収集を強化、川田大使を始め警備対策官等様々なレベルの館員が、複数回、外務省、軍等のアルジェリア政府機関及び各国大使館・情報機関関係者と接触し、情報収集を実施した。

- ・ 1月17日20時40分、城内外務大臣政務官がアルジェに到着した。
- ・ 警察庁の国際テロリズム緊急展開班（以下「TRT-2」という。）は、1月18日未明に派遣され、現地入りに当たっては、在アルジェリア日本国大使館から必要な支援（食料、交通手段、通訳の提供等）を受けた。TRT-2は、以後、アルジェリア当局及び関係国治安・情報機関と情報交換を実施した。
- ・ 在アルジェリア日本国大使館には防衛駐在官は配置されていない。1月22日、在フランス防衛駐在官がアルジェリアに出張し、政府専用機受入れに係る情報収集を実施した。
- ・ 在アルジェリア日本国大使館は、日本人職員が当初は13人の体制であったが、同大使館勤務経験者、領事・広報の専門家、フランス語専門家等在外公館及び外務本省からの応援出張者を得て、最終的には城内外務大臣政務官以下50人以上の体制となった。

#### 【論点と評価・検討】

##### <論点>

- ・ 在アルジェリア日本国大使館の情報収集体制は十分だったか。必要な体制増強措置はとられたのか。
- ・ TRT-2は、迅速に現地に展開することができたか。

##### <評価・検討>

- ・ 在アルジェリア日本国大使館は、体制増強措置をとったが、アルジェリア政府からの情報提供が限られ、かつ、現地から直接・間接に情報を得ることが困難であったことから、各国同様我が国も情報不足に陥った。
- ・ なお、現地で十分な情報収集体制を迅速に整えるためには、応援出張者を含めて館員に十分な数の携帯電話（衛星電話を含む）、充電器、電池の通信機器等を用意しておくことも必要であり、どこ（外務本省、拠点公館、全在外公館）にどのような機器をどれだけ配備するのが望ましいかを検討する必要がある。
- ・ TRT-2のより迅速な派遣を実現させるためには、あらかじめメンバー全員に数次旅券を発給しておくなど、平素から準備措置をとっておくことが適当である。

#### 検証項目4 安否情報が錯そうし、混乱しなかったか

##### 【事実関係】

- ・ 1月16日16時30分に日揮職員が人質となっている模様との情報を入手してから、外務省は、官邸に状況を随時報告した。また、20時00分、内閣危機管理監は、関係省庁の幹部を集め最新の情報を共有した。
- ・ 当初から人質については複数の異なる情報があったことに加え、1月17日、制圧作戦の前後からマスコミが邦人死亡情報を報道し始め、その結果、数多くの断片的情報が飛び交うこととなった。
- ・ 1月18日までに邦人7人の無事が確認され、その後、外務省関係者及びTRT-2メンバーは、イナメナスやアルジェでの御遺体の身元確認作業に従事し、1月21日以降、邦人10人の死亡を確認するに至った（御遺体の身元確認は、イナメナスにて21日に7人、アルジェにて23日に2人、24日に1人）。

##### 【論点と評価・検討】

##### <論点>

- ・ 安否情報に係る情報収集、分析、評価は混乱なく適切であったか。

- ・ 外務省から政府対策本部への安否情報伝達等、機微な情報の共有は円滑に行われたか。

#### ＜評価・検討＞

- ・ 今般の事件においては、特に邦人の安否に関し、信憑性不明なものを含め、様々な情報が錯そうしたのは事実である。報道ベースの情報の中には、中東・アフリカの報道機関が生存者の証言等に基づき報道するものなど、真偽や信憑性を確認するのが困難なものが多かったこともその要因となった。
- ・ 外務省は、特に邦人の安否情報については、現地大使館、日揮等と密に連携しながら、官邸へ可能な限り迅速かつ正確な報告を行うよう努めたが、安否情報という事柄の性質上、各方面への連絡に先立つ事実確認に時間を要する場合もあった。
- ・ いずれにせよ、テロ事件に係る情報については、安否情報を含めて、様々な報道や情報が流布されることには避けがたい側面があるが、今回、政府としては、そのような未確認の情報が惑わされることのないよう、情報収集及び情報管理の両面で、適切な対応に努めた。
- ・ 現地では、TRT-2メンバー、大使館員及び外務省出張者の連携の下、日揮関係者の協力を得て、早期に10人全員の御遺体の身元確認作業を行い、最終的な犠牲者数を確定させた。

### 検証項目5 我が国政府関係者が、より早期に現地入りできなかったか

#### 【事実関係】

- ・ 1月17日20時40分、城内外務大臣政務官がアルジェに到着し、18日までに、アルジェリア外務大臣に対する関係国との共同働きかけなどアルジェにおいて行うべき業務を行った後、20日のアルジェリア・エネルギー鉱業大臣との会談、20日のプラントの事業主である公社の訪問において、それぞれイナメナス行きへの支援を要請した。
- ・ 1月20日21時46分、城内外務大臣政務官は、事件現場視察や情報収集に当たるべく、川名日揮社長等と共にイナメナスに到着、その後現場を視察した。これは、現地最寄り空港の閉鎖中、既にアレンジされていたエネルギー鉱業大臣の現地視察に同行する形で行われた。

#### 【論点と評価・検討】

##### ＜論点＞

- ・ 我が国政府関係者がイナメナスの現場に入るのに、なぜ、事件発生（16日）から4日もかかったのか。1月20日昼（現地時間）より早いタイミングでイナメナスの事件現場に入り、情報収集に当たることはできなかったのか。

##### ＜評価・検討＞

- ・ エネルギー鉱業大臣に同行する形での城内外務大臣政務官一行のイナメナス訪問は、本国から派遣された政府高官としては初めての同地入りであり、最低限の安全を担保した上で最も早く現地に入る方法であったと考えられる。アルジェリア政府から許可が下りていない中、これ以上早いタイミングで独自にイナメナスに入ることは、物理的に困難であった。また、城内外務大臣政務官は、イナメナスに入る前に、アルジェリアの外務大臣への働きかけなどアルジェにおいて行うべき業務もあった。
- ・ なお、在アルジェリア日本国大使館の館員については、現地に関する情報が錯そうしていたこと、現地の治安・通信事情が劣悪であったこと、アルジェリア政府が最寄

りの空港を閉鎖するなど現地へのアクセスを極めて厳格に制限したこと等から、事件発生当初の段階では現地に入るより首都アルジェに留まった方がより有益な情報収集ができるとの判断もあった。

- ・ いずれにせよ、現地当局による治安、ロジ上の手当てが必ずしも十分とは言えない状況下での大使館員等の活動に対して、如何なる対策が考えられるか、検討する必要がある。

### Ⅲ 平素からの情報収集体制についての検証

#### 検証項目 6 平素からの在アルジェリア日本国大使館等の情報収集体制は十分だったのか

##### 【事実関係】

- ・ 在アルジェリア日本国大使館は、平成25年1月現在、外務事務官10人（警備対策官を含む。）が配置され、この他に専門調査員1人、警備専門員1人及び派遣員1人の計13人の日本人職員が執務する体制であった。政務等を担当する防衛駐在官、警察アタッシュは配置されていない。フランス語を専門とする職員は複数配置されているが、アラビア語を専門とする職員は配置されていない。なお、現時点でアフリカにおいて防衛駐在官が配置されているのは、エジプト及びスーダンのみである。
- ・ 在アルジェリア日本国大使館関係者（警備対策官を含む。）は、定期的に、軍や治安機関関係者と面会し、人脈構築・情報収集に努めていた。なお、現地には各国大使館の駐在武官からなる武官団が存在するが、防衛駐在官以外はメンバーとはなれないことから、武官団との関係が十分に構築されていなかった。

##### 【論点と評価・検討】

###### <論点>

- ・ 情勢悪化や大規模テロを予想できなかったのか。
- ・ 在アルジェリア日本国大使館にはテロ・治安対策の専門家が十分に配置されていたのか。
- ・ アルジェリアの軍や治安・情報機関との信頼関係は十分に醸成されていたのか。醸成されていれば、軍による制圧作戦に関する情報を得られていたか。
- ・ 平素から、第三国の現地治安・情報機関との信頼関係が構築されていたか。
- ・ 防衛駐在官が派遣されていない地域に関し、関係国の軍や同国の武官団から我が国にとって有益な情報を入手できていたのか。

###### <評価・検討>

- ・ 我が国各関係機関は、マグレブ地域におけるAQIM等の活動拡大傾向や仏軍の介入によるマリ情勢の緊迫化の傾向、AQIM等アル・カーイダ関連組織が外国人を狙った誘拐事件を起こす危険性についての認識を共有してはいたものの、各国治安・情報機関と同様、今回のテロ事件に係る具体的な情報に接するには至らなかった。
- ・ 在アルジェリア日本国大使館には、アラビア語を専門とする職員や防衛駐在官等が配置されていなかったものの、アルジェリア軍によるテロリストの制圧作戦という活動の性質上、当局から情報提供を受けるのはそもそも極めて困難であったと考えられる。
- ・ 政府としては、平素からの国際テロ情勢に関する分析体制の強化や海外における情報収集能力の強化のための方策を検討する必要がある。特に、アルジェリアの機関を



含め、北アフリカ・サヘル地域（サハラ砂漠以北及び南縁部を含む広範な地域）の各国機関とは一定の協力関係はあるものの、必ずしも十分とは言えず、これらの諸国の機関との関係を強化する必要がある。そのため、北アフリカ・サヘル諸国に対して本邦より職員を現地に派遣する必要がある。

- ・ 今後とも、政府として軍や治安・情報機関を含む各国関係機関との間の一層の信頼関係の醸成及び情報源の開拓に努めることが必要である。そのため、関係省庁及び在外公館の情報収集・分析体制の拡充（在外公館を含む地域情勢や言語に通じた要員の確保等）、出張や招へいの充実等を図ることが必要である。
- ・ また、在外公館において、外務省出身の地域専門家等とあわせ警察出身のアタッシェ及び警備対策官の体制を強化し、治安・情報機関など任国関係当局との接触や出張等を通じた多様な情報収集活動を強化すること等について、検討する必要がある。特に、警備対策官については、その本来任務が公館警備関連業務であることを踏まえつつ、在外公館における治安・危機管理専門家としての立場を生かした情報収集活動がより可能となるよう、検討する必要がある。
- ・ アルジェリアには、従前から累次にわたり警察庁からの出張者が派遣されるなどにより、当局間相互の緊密な協力関係があったことから、TRT-2は、到着後速やかに、アルジェリア当局との情報交換を開始することができたが、TRT-2による情報収集活動を更に強化するためには、指揮体制の強化、装備資器材の充実、派遣地域の言語や情勢に通じた要員の確保・養成、テロ発生直後の危険地域に派遣となる要員の処遇改善、現地情勢に応じた要員の柔軟な交代に必要な措置等についても検討する必要がある。
- ・ アフリカ等の防衛駐在官を派遣していない地域に関して、調査を実施した上で、我が国にとって有益な情報を入手可能な国があれば、未派遣国への新規派遣や兼轄、未派遣地域に影響力を有する国への増員など、防衛駐在官の体制の強化・拡充を図る必要がある。
- ・ 防衛駐在官が情報収集を円滑に実施するため、防衛省における支援体制を強化する必要がある。この関連で、軍事関連の地理空間情報の整備や軍事情報分野の分析体制の強化を図る必要がある。また、1人1人の防衛駐在官の情報収集・分析や交渉のための能力を更に一層向上させるため、防衛駐在官候補者等に対する研修の充実・強化について検討する必要がある。

**検証項目 7** 平素から北アフリカ・サヘル地域等に関し、多様な情報収集手段が備えられていたか

**【事実関係】**

- ・ 国外情報については、当該国の情報機関との間でのギブ・アンド・テイクの協力関係から得られるところも大きい。我が国の各関係機関それぞれが、衛星画像情報収集、公開情報収集その他多様な情報源を活用した総合的な分析を行うよう努めている。
- ・ 公開情報については、中東・北アフリカについては、中国や北朝鮮と異なり、ラヂオプレス社が現地アラビア語報道機関による報道ぶりのモニタリングを行っておらず、外務省の中東・北アフリカの専門家が、通常の情報収集業務を行いつつ、現地のアラビア語の公開情報の収集に多大な時間を割く必要があった。

**【論点と評価・検討】**

**<論点>**

- ・ 平素から、偏りなく多様な情報収集手段を活用しているか。例えば、衛星画像、公開情報収集（外部リソースを含む。）を有効に活用できているのか。

#### <評価・検討>

- ・ 今回の事案への対応にあたり、情報収集衛星についても最大限活用を図ったところであるが、今後ともそのより積極的な活用を図り、情報収集能力のさらなる強化に向け、引き続き情報収集衛星の機能の拡充・強化に努める必要がある。また、政府部内において画像情報を迅速に共有するための体制を検討すると共に、画像分析体制を拡充する必要がある。
- ・ アラビア語を始めとする公開情報収集体制を強化する必要がある。また、ラヂオプレス社は、常時テロ情勢等についても外電（国際通信社）のモニタリングを行っているところ、その機能を強化する必要があると考えられる。

## IV 情報集約等に向けた関係省庁間の連携についての検証

### 検証項目8 各省庁の体制構築及び相互間の連携は的確であったか

#### 【事実関係】

##### ① 体制構築

- ・ 1月16日16時40分、外務省は対策室を設置した。官邸対策室が設置された17時00分には、外務省は緊急対策本部を、警察庁、経済産業省は対策室をそれぞれ設置した。20時00分、内閣危機管理監が、内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付、内閣官房副長官補（外政担当）付、内閣情報調査室、警察庁、外務省及び経済産業省の幹部を集め、関連情報の確認とともに対応を協議した。
- ・ 1月17日09時30分、政府対策本部を設置した。同日正午までに、警察庁、法務省、経済産業省及び公安調査庁において対策本部等が設置され、体制が強化された。
- ・ 同日夜から18日にかけて、内閣情報調査室、外務省、警察庁、経済産業省及び公安調査庁が官邸危機管理センターにリエゾンの派遣を開始した。
- ・ 1月21日、防衛省が官邸危機管理センターにリエゾンを派遣し、同日の第6回政府対策本部会議から、防衛大臣が本部員として加わった。

##### ② 相互間の調整

- ・ 警察庁は、リエゾンを外務省対策本部に派遣した。また、外務省は、現地へのTRT-2の迅速な派遣に向け支援した。
- ・ 現地では、TRT-2と在アルジェリア日本国大使館とが協力して安否・身元確認を行う体制をとるなど、緊密に連携した。安否・身元確認の際にはTRT-2メンバーが大使館医務官及び領事と協力して御遺体の確認作業を行うとともに、大使館員・出張者が通訳や当局との調整を行った。
- ・ 内閣情報調査室、警察庁、公安調査庁、外務省、防衛省等で構成される情報コミュニティは、合同情報会議において、情報・分析を共有した。
- ・ 政府専用機派遣について、1月19日より、防衛省及び外務省が調整を開始した。

#### 【論点と評価・検討】

##### <論点>

- ・ 各情報関係機関が収集・分析した情報が内閣の下、迅速かつ適切に集約・一元化されたか。

- ・ 関係省庁間の情報共有は迅速であったか。(特に体制が整っていない初動時)
- ・ より早期に防衛大臣を政府対策本部の本部員に加えるべきではなかったか。

#### <評価・検討>

- ・ 今回のような海外での緊急事態に際しては、官邸の司令塔機能を十全に発揮させつつ、外務省や在外公館の現地対策本部を始め政府が一丸となって対処することが肝要である。今後とも、情報の保全を徹底しつつ、事態の推移と対処の状況について適時に内閣情報調査室に報告するなどを通じて、官邸に一元的に、情報が集約され、共有が図られる必要がある。
- ・ 情報コミュニティ各機関が収集した情報が更に適切に共有されるよう努める。また、合同情報会議の一層の活用等を通じ、情報コミュニティ各機関の情報分析が迅速に共有され、内閣の下、的確に情報が集約できるようにする。
- ・ 今後は、事案に応じて、防衛情報の収集及び政府専用機派遣を念頭に、より早期に防衛省リエゾン官邸危機管理センターに招集し、防衛大臣を政府対策本部の本部員とすることが必要となると考えられる。外務大臣が輸送依頼を発出する前の段階であっても在外邦人の保護を要する不測事態が発生した場合には、現地の空港・港湾情報を関係省庁間で共有することも必要となると考えられる。
- ・ 今後、在外公館における迅速かつ万全な体制構築のため、在外公館赴任前の研修において緊急事態対処につき拡充して実施する必要がある。

## V 平素からの在留邦人等に対する支援についての検証

### 検証項目9 危険情報の提供や海外進出企業との情報共有は適切に行われていたか

#### 【事実関係】

- ・ 外務省は、在外公館や本省を通じて得られたテロ等に係る情報を、海外進出企業を含む国民に対して、①「海外安全ホームページ」「在外公館ホームページ」、②パンフレット、③「在外公館の在留邦人向けお知らせメール」、④海外安全官民協力会議や安全対策連絡協議会を活用した民間企業、団体等との定期的意見交換、⑤国内外の邦人、企業向け危機管理セミナー、講演等により、迅速かつ広範に提供している。
- ・ 昨年11月12日にスポット情報「マリ情勢の変化に伴う南部国境付近における治安悪化についての注意喚起」を発出し、アルジェリア南部のマリとの国境付近における武力集団の流入によるテロの発生の可能性に言及し、また同年12月28日には、南部マリとの国境付近の危険情報を「退避勧告」に引き上げていた。
- ・ 本事件発生前にマリ情勢の悪化を受け、アルジェリアを含む地域に対し広域情報を発出し、仏及びイスラム諸国における欧米権益に対するテロの脅威について注意喚起（1月15日付け「仏軍のマリ派遣に伴う注意喚起」）を行った。アルジェリアの事件発生地には、事件前には危険情報「十分注意してください」を発出していた。
- ・ これらのほか、警察庁は、公益財団法人公共政策調査会と協力し、海外に駐在する日本企業の代表者等を対象とした情報提供を、経済産業省は、現地進出企業との情報共有等を、公安調査庁は、「国際テロリズム要覧」、「内外情勢の回顧と展望」を海外進出企業等に幅広く提供するなどをそれぞれ行っている。

#### 【論点と評価・検討】

##### <論点>

- ・ 危険情報が海外安全官民協力会議や安全対策連絡協議会で適切に周知されていたのか。民間企業が有する危険情報がこれらの場を通じて在外公館等と共有されていたのか。
- ・ 海外安全ホームページを通じた情報提供は、どの程度効果的であったのか。同ホームページはどの程度認識されていたのか。
- ・ 海外安全ホームページ以外に、IT等を活用した国民及び企業等へのより迅速な関連情報の共有方法はないのか。
- ・ 事案発生前の危険情報の区分、スポット情報の発出等の注意喚起は適切であったか。
- ・ 大使館においてどのように在留邦人や在外企業の活動を網羅的に把握するか。
- ・ 遠隔地で活動する日系企業関係者や在留邦人に対してどのように情報提供を行うか。
- ・ 旅行者や個人への対応をどうするか。

#### ＜評価・検討＞

- ・ 本事件発生前にマリ情勢の悪化を受け、アルジェリアを含む地域に対し広域情報を発出し、仏及びイスラム諸国における欧米権益に対するテロの脅威について注意喚起を行い、現地にいる在留邦人も、90年代にテロが頻発したアルジェリアの危険性は認識はしていたと思われるが、今回のような大規模なテロ攻撃が行われることまでは予想していなかった。
- ・ 海外に渡航する邦人によって危険情報等がどれだけ自身の安全に関わる重要情報として真剣に受け止められているか、情報の内容及び提供手段の検証を含め検討することが必要である。同時に、海外安全官民協力会議や安全対策連絡協議会等のネットワークを活用し、民間企業が有する危険情報がより効果的かつ効率的に共有されるような情報交換・協力体制を構築する必要がある。
- ・ 在留邦人に対しては、ホームページへの掲載といった受動的なお知らせだけでなく、メールやSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等ITを活用し相互に能動的に情報共有する仕組みや在留邦人のメール登録をより十分なものとする必要がある。
- ・ そのため、在留届制度については、提出についての広報・啓発のあり方や短期滞在者への対応を見直すとともに、特に、危険情報のカテゴリーが「渡航延期」及び「退避勧告」地域に在留する邦人については、データを実態に近づけるよう在留邦人の所在の把握に努める。
- ・ 現地の日系企業施設が首都から遠隔地にある場合の情報共有・提供を含む邦人保護のあり方について、例えば、大使館職員による遠隔地企業への訪問等関係構築を行いつつ、関連情報収集・蓄積も含め緊急事態対応を見据えた対策を実施するなどを検討する必要がある。
- ・ 関係省庁は、海外進出企業のニーズを踏まえつつ、日本貿易振興機構（JETRO）等が行う海外投資・進出等のセミナーや、公益財団法人公共政策調査会等その他の民間団体による情報提供を充実させ、海外における企業の安全対策・危機管理対策の普及啓発を行っていく必要がある。

## VI 関係国との連携についての検証

## **検証項目 10** アルジェリア政府その他関係各国との連携は的確であったか

### **【事実関係】**

- ・ 事件発生当初から、外務大臣がアルジェリアの外務大臣へ人命の尊重を最優先にするよう申し入れたことを始め、各レベルにおいてアルジェリア側に申し入れたが、アルジェリア軍による制圧作戦の開始について事前に知らされることはなく、作戦が開始された。
- ・ 制圧作戦開始後も、アルジェリア側に対し、安倍総理がセラル首相との電話会談（1月18日）において、①人命最優先での対応、②城内外務大臣政務官と緊密に連携し、人質解放に向けた適切な対応、③邦人の安否を含め情報提供を申し入れるなど、人命最優先を働きかけた。
- ・ また、英、仏、ノルウェーと首脳電話会談及び外相電話会談、米と外相会談が行われたほか、城内外務大臣政務官及び川田大使が、米、英、仏、加、ノルウェー、オーストリア、ルーマニア及びEUの代表と共同して、アルジェリアの外務大臣に働きかけを行った。

### **【論点と評価・検討】**

#### **<論点>**

- ・ アルジェリア政府との連携が十分であれば、制圧作戦による強行手段を遅らせることができたか。
- ・ アルジェリア以外の関係国との連携は十分であったか。

#### **<評価・検討>**

- ・ 我が国は、あらゆるレベルで累次にわたりアルジェリア政府に働きかけを行い、アルジェリア政府との接触頻度は、他の主要国と比較しても遜色なかったものの、在京のアルジェリア大使をより早い段階で招致し、働きかけを行うべきではなかったかと思われる。
- ・ また、上記関係国との会談や共同働きかけ以外にも、現地において関係国大使及び次席の会議を実施（17日、18日）し、個別にも緊密に電話で連絡したほか、関係国首都においても各大使館員が任国政府関係部局等と緊密に連携した。
- ・ アルジェリア軍によるテロリストの制圧作戦については、その活動の性質上、当局から事前に情報提供を受けるのは極めて困難であった。しかしながら、結果的に貴い人命が奪われたことは残念であり、今回の事態を受け、我が国は、テロリストの侵入を許した原因や制圧作戦の詳細等事態の全容について、アルジェリア政府に対し、しかるべく説明を求めていく必要がある。

## **Ⅶ 被害者等への対応についての検証**

### **検証項目 11** 安否・身元確認は適時・適切に行われたか

#### **【事実関係】**

#### **① 安否・身元確認の経緯**

- ・ 1月16日15時30分、在アルジェリア日本国大使館が、ガスパラント等が襲撃されている模様との第一報を受けて以降、政府は邦人の安否確認に関する情報収集を行い、1月18日午後には、TRT-2がアルジェに到着し、速やかに関係国治安・情報機関やアルジェリア当局から邦人被害者に関する情報収集を行った。

- ・ 日・アルジェリア首脳電話会談（１月２０日）において、セラル首相の「全ての制圧作戦は終了した」旨の発言を受け、安倍総理は、情報提供、現地入りすることになる政府関係者と会社関係者への支援及び安全への配慮をするよう依頼した。
  - ・ アルジェリア側は、２０日に現地入りを認め、以後、御遺体の帰国に係る手続に迅速に対応した。
  - ・ １月２０日には城内外務大臣政務官がイナメナス入りし、１月２１日には在アルジェリア日本国大使館員及びＴＲＴ－２メンバーとともに、イナメナスの遺体安置所で、日揮関係者の協力を得て邦人被害者７人の御遺体を確認した。
  - ・ １月２２日、ＴＲＴ－２の鑑識専門家が、在アルジェリア日本国大使館員と共に、日揮関係者の協力を得てアルジェの遺体安置所に移された邦人被害者７人の御遺体を専門的見地から再確認した。
  - ・ 残る３人の御遺体については、２３日（２人）及び２４日（１人）、在アルジェリア日本国大使館員とＴＲＴ－２の鑑識専門家が協力して、日揮関係者の協力を得てアルジェの遺体安置所において御遺体を確認した。
- ② 安否・身元確認の体制
- ・ 現地では、在アルジェリア日本国大使館、外務省・他公館からの出張者及びＴＲＴ－２メンバーの間で、以下の体制で安否確認・御遺体帰国準備作業を行った。
    - ＴＲＴ－２メンバー、大使館医務官及び領事：御遺体の確認
    - 大使館員及び出張者：日仏通訳及び当局との調整
    - 大使館員及び出張者（領事）：御遺体帰国に必要な公文書の入手、当局との調整等
- ③ 安否・身元確認の方法
- ・ 城内外務大臣政務官ら外務省関係者及びＴＲＴ－２メンバーが、日揮関係者の協力を得て、身体的特徴、服装、所持品等に照らし、御遺体の確認を行った。

#### 【論点と評価・検討】

##### <論点>

- ・ 様々な未確認情報が流布する中で、慎重かつ適切な安否確認が行われたか。
- ・ 御遺体の帰国に向けた手続等は迅速に行われたか。

##### <評価・検討>

- ・ 様々な未確認情報が流布され真偽や信憑性を確認するのが困難という状況の下、在アルジェリア日本国大使館を中心とする関係各在外公館及び外務本省は、アルジェリア政府及び関係各国政府と緊密に連絡を取って邦人安否に関する情報収集を行ったと考えられる。
- ・ 屋外の厳しい環境の下ではあったが、大使館員、外務省出張者及びＴＲＴ－２メンバーの緊密な連携によって、早期に１０人全員の御遺体の身元確認作業が行われた。鈴木総理特使（外務副大臣）、城内外務大臣政務官及び川田大使を始めとする当方からアルジェリア当局に対する累次の働きかけの結果、必要書類も迅速に発給され、御遺体は比較的短期間のうちに帰国することができたと考えられる。

#### 検証項目 12 海外での多数被害の事件事故に備え、平素から身元確認作業を行うための体制が備わっていたか

##### 【事実関係】

- ・ 外務省は、平素より一般的な邦人援護案件、大規模災害、事故等における身元確認

の体制の充実を図ってきており、警察庁関連部局と緊密に連携・協力関係を築き、実績を積み上げてきた。

- ・ また、外務省独自の対策として、法歯学の専門家を外務省参与に任命し、緊急事態発生の際の身元確認作業に速やかに対応できるよう備えている。
- ・ 今回の事件に際しては、在アルジェリア日本国大使館の体制を増強するにあたっては、身元確認に知見・経験があり、さらには仏語も解するベテラン領事を中心に、外務本省及び在外公館から職員を出張させた。また、本事件では多数の外国人犠牲者が発生したところ、T R T - 2 が在アルジェリア日本国大使館と共に、英国及びノルウェーが派遣したD V I（身元確認）チームと協力して御遺体の確認に当たった。さらに、外務省は、御遺体の身元確認が困難な場合に備えて、法歯学の専門家が現地入りできる体制を整えるとともに、右専門家は現地からのデータ送付を受け、身元確認作業に必要な分析・支援を行った。

#### 【論点と評価・検討】

##### ＜論点＞

- ・ 邦人だけでも10人、外国人を含むと更に多数の犠牲者が発生した今般の事案のようなケースで、現地において身元確認作業を行うための体制は確保されていたか。

##### ＜評価・検討＞

- ・ 多国籍の被害者が発生している現場においては、今回と同様に、各国が派遣する法医学・歯学等の専門家で構成されるD V I（身元確認）チームとの協力が不可欠であるため、海外において多数の被害者が発生する事件・事故に備えて、外務省を中心とし、警察等の専門家も加えたD V Iチームの整備について検討する必要がある。なお、T R T - 2 は、国外において邦人の生命等に関係するテロが発生した場合に現地における情報収集や現地当局への捜査支援等を行うために派遣するものであり、現場の状況に応じて御遺体の身元確認作業に協力する場合があるものの、事件・事故における身元確認自体を目的とするものではない。
- ・ 海外での緊急事態の発生に備え、領事や邦人保護の担当者が事態発生直後の初動のために迅速に現地に赴く緊急展開チームを外務省に創設し、特に身元確認を実施する体制については、関係省庁の協力を得てD V I（身元確認）の専門家が緊急展開チームに参加することも検討していく必要がある。
- ・ また、今後は、確認作業や遺体安置所の立入りに不可欠な防護服等の緊急時に不可欠な物品を外務本省又は拠点公館に常時備蓄する体制を整備する必要がある。

#### 検証項目 13 被害者側（企業・家族）との意思疎通や心のケア等の支援は適切であったか

##### 【事実関係】

- ・ 外務省は、本邦及び現地の双方において日揮との間で連絡体制を確立し、常時情報交換を行うことを始め、事件発生直後から生存者及び御遺体の御帰国まで、記者発表の方針やタイミングのすり合わせ、御遺体の身元確認のために必要な資料や手順の打ち合わせを含めて、様々なレベルで日揮と連携した。
- ・ 現地では、川田大使のほか、アルジェリアに滞在した鈴木総理特使（外務副大臣）及び城内外務大臣政務官が、同じく同国に滞在した川名日揮社長ら同社幹部と行動を共にし、緊密な情報交換と協力を行った。
- ・ 特に、城内外務大臣政務官は、川名日揮社長と共に20日から21日にかけてイナ

メナスを訪問し、情報収集、安否確認、御遺体の確認等の作業に協同して当たった。

- ・ また、無事が確認された7人の方及び死亡が確認された10人の方の御遺体の本邦への御帰国に際しても、政府は日揮と緊密に連携しつつ、一刻も早い御帰国がかなうよう努力した。
- ・ 在アルジェリア日本国大使館の医務官や、応援出張で現地に入ったメンタルヘルスの専門的知識を有する在仏大使館の医務官及び警察関係の看護師が、生存する被害者の心のケアを行った。なお、両大使館医務官は、保護された被害者に対する診察も行った。
- ・ 警察は、事態発生後、外務省を通じて被害者及びその御家族の状況を把握したものの、事件発生当初は、外務省の要請を受け、被害者及びその御家族への直接の連絡を控えていたため、被害者の身元確認に資する資料の入手に時間を要した。
- ・ 1月25日の政府専用機による被害者の帰国に際して、神奈川県警察を中心とする関係警察は、被害者及びその御家族に対する被害者支援を開始した。
- ・ 経済産業省は、日揮から寄せられた要望事項を、被害者側の立場に配慮しつつ検討し、必要なものについては省の内外を問わず迅速に働きかけを実施するなど、日揮と意思疎通を図った。

#### 【論点と評価・検討】

##### ＜論点＞

- ・ 御家族への連絡、メディア対応、帰国の手順等について、日揮との意思疎通は十分に図ることができたか。
- ・ 被害者及び御家族の心のケア等の支援体制は十分であったか。

##### ＜評価・検討＞

- ・ 日揮との間では、様々なレベルで細部にわたって緊密に連携し、常に意思疎通を図るよう努めた。
- ・ 今後は、警察が外務省と連携し、事態発生後から速やかに直接の連絡を開始することにより、より早急に被害者及びその御家族の置かれた状況を把握することについて、検討する必要がある。
- ・ 被害者及び御家族の心のケアに関する専門的知識を有する職員は、今回のような事案では非常に重要になることから、在外公館員にこの種の研修を課することやテロ・誘拐等の危険性が大きい国の在外公館の多くにこの種の職員を広く配置すること、また、事案発生時は応援出張によりこの種の職員を現地に派遣することを検討する必要がある。
- ・ 今後、国外で起こった犯罪の被害者に対する経済的支援についての検討を進める必要がある。

#### 検証項目 14 政府専用機派遣の決断は、適時・適切に行われたか

##### 【事実関係】

- ・ 事案の発生以降、官邸からの連絡も踏まえ、外務省、防衛省等関係省庁において必要な情報交換を行った。
- ・ 1月19日、官房長官から防衛大臣に対し自衛隊機の派遣について前向きに検討するよう要請があり、防衛大臣は、在外邦人等輸送のため自衛隊機を派遣する場合に備え、必要な検討を行うように部内に指示した。同省は、関係省庁との調整を開始した。
- ・ その後、政府からの打診に対し、1月20日、日揮より政府専用機のアルジェへの



運航、生存者の本邦への移送、日揮関係者の搭乗及び御遺体の帰国につき要望があり、これに対し、同21日、関係省庁会議において、防衛省は日揮の意向に沿った対応を行うことは運用上可能である旨関係省庁に回答した。

- ・ 1月21日、外務大臣から依頼を受け、防衛大臣は、当該邦人等の政府専用機による輸送の実施に関する自衛隊行動命令を発出した。
- ・ 1月22日、政府専用機は鈴木総理特使（外務副大臣）を始めとする政府関係者、日揮関係者3人を乗せ羽田空港を離陸し、同23日にアルジェ空港に到着した。同24日、政府専用機は生存邦人7人及び御遺体9体を乗せ、アルジェ空港を離陸し、25日、羽田空港に到着した。
- ・ 本件は、自衛隊法第84条の3に基づき政府専用機を派遣した初めての事例であった。

### 【論点と評価・検討】

#### <論点>

- ・ 政府専用機派遣の決定及び派遣の時期について問題はなかったか。
- ・ アルジェ空港に比べ事件現場に近いイナメナス空港の使用可能性に関する情報が十分ではなかったことや、イナメナス空港からでも事件現場までは約50km離れていたことは、今回はアルジェリア政府等により被害邦人及び御遺体がアルジェに移送されたことから大きな問題とならなかったものの、今後派遣先国政府の同様の対応が期待できない場合に備えた対策はあるか。
- ・ 仮に事件被害者の御家族その他の関係者が政府専用機に搭乗したいという意向があった場合、対応することができたか。

#### <評価・検討>

- ・ 政府としては、今般事案の関係者及び御家族の意向も踏まえた日揮の要望を最大限尊重するとともに、今般の事案において過酷な状況におかれた邦人の方々の状況にも配慮し、落ち着いた環境の下で速やかに本邦に輸送するため、政府専用機を運用することとしたものである。
- ・ 官邸の意向を受け、在外邦人等の政府専用機による輸送については、依頼元の外務省と運航主体である防衛省との連携が短期間に図られた。今後とも、緊急時には、事前に発着訓練を行っていない飛行場であっても、現地大使館と連携の上、円滑に派遣がなされるよう配慮していくべきである。
- ・ また、今後の自衛隊機の派遣の可能性に備え、平素より、防衛省独自の情報収集に加え、外務本省及び在外公館においても、各地の空港の使用可能性についての情報収集を強化する必要がある。
- ・ 結果として、1人の方の御遺体を運ぶことができなかったが、22日本邦発、24日現地発というタイミングは生存者の速やかな移送が必要であったなどからの判断によるものである。
- ・ 派遣先国における様々な輸送ニーズに対応できるよう、陸上輸送を含む派遣先国での自衛隊の活動イメージを具体化し、現行法制で十分か検討することが必要である。
- ・ 輸送対象者の範囲については、保護邦人の御家族その他の関係者を念頭に、現行法の規定ぶりで十分か検討が必要である。

## Ⅷ 国民への情報発信についての検証

## **検証項目 15 事態の推移に応じた適時・適切な発信がなされたか**

### **【事実関係】**

- ・ 1月16日16時50分、官房長官は第一報を総理に報告の後、20時59分、臨時記者会見を行った。
- ・ 官房長官は、その後も事態の進展（政府対策本部の設置・開催、アルジェリア軍の制圧作戦、邦人の無事確認、政府専用機の派遣、御遺体の確認等）に応じて、1月25日までに上記記者会見を含め26回の会見等を実施し、事実を公表した。
- ・ 1月16日より、首相官邸ホームページ、ツイッター及びフェイスブックにて情報発信を開始し、その後も事態の進展に応じ、情報発信を行った。
- ・ 外務大臣は、官房長官会見をフォローアップする形で、外交ルートにおけるやりとりや現地での活動状況等について、重要な結節を捉えて記者会見を実施した。

### **【論点と評価・検討】**

#### **<論点>**

- ・ 政府は適切なタイミングで発信を行っていたか。
- ・ 日揮との調整は円滑であったか。

#### **<評価・検討>**

- ・ 情報発信は、日に2回以上の官房長官会見等の場及び外務大臣の記者会見等を通じて行われた。今後も迅速な情報発信に努めていく。
- ・ 日揮とも円滑に調整を行い、基本的に政府側発表の直後に日揮が記者会見を行うシステムが構築できていた。

## **検証項目 16 犠牲者の実名公表のタイミング等は適切であったか**

### **【事実関係】**

- ・ 政府は、当初から、日揮との間で密接な連携を取りつつ対応し、被害者の人定事項は、日揮や御家族との関係を考慮し、当初は公表を差し控えた。
- ・ 1月22日、内閣記者会が、総理及び官房長官宛に犠牲者の氏名や年齢の公表を求める申入書を提出した。
- ・ 1月24日11時11分、官房長官が定例記者会見において、政府専用機の帰国後の官房長官の定例記者会見で、政府として責任の下に犠牲者の実名を公表する意向を表明した。
- ・ 1月25日11時20分、官房長官が定例記者会見において、犠牲者10人の氏名を発表した。

### **【論点と評価・検討】**

#### **<論点>**

- ・ 被害者の氏名等が判明した時点など、より早いタイミングで、実名公表すべきではなかったか。
- ・ 生存者についても公表すべきであったか。
- ・ 政府から発表したことは適切であったか。日揮から発表するという方法もあり得たか。

#### **<評価・検討>**

- ・ 犠牲者の実名公表については、御遺族の心情へ配慮し、御遺体の御帰国を待ったうえで政府の責任で公表することとした。

- ・ 犠牲者の状況については、御遺族に与える精神的負担が極めて大きいことから、公表しなかった。
- ・ 生存者名については、肉体的・精神的ダメージが極めて強かったなどの状況も受けて、政府として公表を差し控えるとの判断を行った。
- ・ 今後とも、同種事案における情報の管理及び発信のあり方については、個別具体的な案件に即して適切に行っていく必要がある。

## 総括

本検証委員会では、今般の在アルジェリア邦人に対するテロ事件の貴い犠牲を無駄にしないため、何らかの教訓を抽出して、海外において邦人・企業が安心して活動できるよう活かしていくとの観点から集中的な検証を行った。

その結果、引き続き努力していくべき事項、更に改善が可能な事項、今後形を変えた事件に対応するために必要となり得る事項等を特定することで、具体的な教訓の数々を抽出して政府としての検証結果をとりまとめるに至った。

国民の生命や安全の確保は、政府としての危機管理対応の最大の使命である。今回のような海外での緊急事態に際しては、各省の縦割りを排し、官邸の司令塔機能を十全に発揮させつつ、外務省や在外公館の現地対策本部を始め政府が一丸となって対処することが肝要である。そのためにも、まずは、こうした事案に対処する上で、関係省庁においてそれぞれの対処要領を整備しておくべきはもとより、政府全体としての対応に係るマニュアルの策定を行う必要がある。また、今回の検証作業を通じて抽出された課題については、その性質に応じ、短期的課題、中長期的課題の別に、それぞれ政府として真摯かつ着実に推進していくことになる。

本検証委員会は、今後企業関係者や専門的知見を有する有識者の懇談会を開催して、更に政府としてなすべき事柄について御議論をいただくことになる。

今回の事件については、国際社会も引き続き大きな関心を寄せている。今後、更に事件の詳細が明らかにされる中からも新たな課題が抽出される可能性があるなど、ここまで進めてきた本検証委員会の成果が決して教訓や課題の全てではないことは言うまでもない。テロ対策の政府の取組みには、将来にわたって不断の検証と改善とが不可欠である。

(参考)

○「在アルジェリア邦人に対するテロ事件の対応に関する検証委員会」の構成

委員長 内閣官房長官  
委員長代理 内閣官房副長官（政務）  
内閣官房副長官（事務）（事務局長）  
委員 内閣危機管理監（事務局長代理）  
内閣情報官  
警察庁警備局長  
公安調査庁次長  
外務省大臣官房長  
外務省領事局長  
経済産業省通商政策局長  
防衛省運用企画局長

○ 開催実績

第1回 1月29日  
第2回 2月15日  
第3回 2月28日

(今後、有識者の懇談会の結果について聴取するため第4回の会合を開催する予定である。)